

6月定例議会

保育所など敷地の更新で新提案



町立第一保育所

平成22年度6月議会は6月4日から14日までの11日間開催され、全13議案が可決した。議案のなかで、借地契約の更新に関わる「調停に代わる決定」で数多くの議員が質疑をした。

町立保育所とかるがもセンターは借地上に建設されている。契約更新で賃料等で双方の条件が合わず、民事調停を行った。調停でも合意が得られず、「決定案」が裁判所から示された。この決定に従うのか活発な議論の末、全員賛成した。決定の主な内容は次の通り。

借地期間	平成23年4月から平成43年3月末までの20年間
賃料	固定資産税相当額の4.5倍。
和解金	土地所有者に対し、町は119万828円を支払う。

主な質疑

Q 吉田 裁判所の「決定案」とは。

A 福祉健康課長 調停では、お互いの意見が折り合わず、話し合いの見込みがないために調停不成立になった。そこで裁判所から適切と思われる「解決案」が示された。お互いに意義申し立てなければ調停にかわる「解決案」が成立する。

Q 堀越 交渉を行う職員から経過報告を受け、組織上の意思決定までに問題があったのではないか。

A 町長 まず、今回は調停で進めてきたが、双方の主張内容にずれがあり、越谷簡易裁判所から決定（新提案）が出た。決定は異議がなければ判決と同じ効力がある。組織内の意思は、今後も継続して賃借していく方向であった。

21年度からの借地料を、平成23年度以降の更新を前提に、固定資産税相当額の4.5倍で交渉した経過から裁判所は平成21年度も同じ義務があると判断した。

Q 南田 他にも土地を借りて公共施設を建てている例はあるか。

A 町長 他にもある中で、借地料は次年度予算に反映したい。

Q 荘子 決定主文の中で「土地の境界の特定」と「八間掘水路工事に伴う補償」は別途協議するところだが、具体的内容を説明せよ。

A まちづくり整備課長 保育所用地等の測量を更新の条件にしている。まだ合意ができていない。平成18年度に実施した八間掘水路護岸工事の家屋への補償も継続協議になっている。

Q 南田 借地料が固定資産税の4.5倍になった理由はなにか。

A 福祉健康課長 平成

人権擁護委員3名決まる

- 石川 浩 氏
- 中村利子 氏
- 八代喜彦 氏